

個人情報保護条例及び情報公開条例の改正に係る審査会の答申について

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

これを受け、「横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）」の改正が必要となることから、本年 5 月に、横浜市長から、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）及び横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、改正内容につき諮問しました。

このうち、審査会からの答申を受けましたので公表します。なお、審議会は審議を継続しております。

答申の概要

1 個人情報保護条例の改正について

個人情報保護法の適用により本人開示請求に対する決定期間が 30 日となることを受け、開示の遅延を招かないよう条例上の措置が必要である旨、紙文書に係る開示請求に対しこれに係る電磁的記録を作成しての写しの交付を可能とする旨等計 15 項目

2 情報公開条例の改正について

開示請求の決定期間は 14 日だが実処理日数を確保できるよう休日に係る調整規定を設ける旨、電磁的記録の写しの交付に係る手数料の額を従量制とする旨等計 10 項目

答申の閲覧

横浜市民局市民情報課のホームページに掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/joreikisoku/seido.html>

お問合せ先	
市民局市民情報課長	小林 且典 Tel 045-671-3881